

慶應義塾にご寄付いただくと 寄付金控除を 受けることができます。

最大で寄付金の

約
50%
の減税効果が
あります

国や地方公共団体に納めていた税金を 自分の意思を反映した寄付という形にして 慶應義塾をご支援ください。

個人の所得税の計算に「控除」は重要な役割を果たします。

この「控除」には「所得控除」と「税額控除」の2種類があり、税率を乗じる前の所得金額から差し引くことができるのが「所得控除」、支払うべき税金から直接差し引くことができるのが「税額控除」です。

慶應義塾へのご寄付は、所得税の「所得控除」または「税額控除」のいずれかを選択いただけます。

さらに、住民税においても慶應義塾を条例で寄付金税額控除の対象法人として指定している地域にお住まいの方は、住民税の「税額控除」の対象になります。

慶應義塾に
寄付

確定申告〈所得税の税額控除を選択〉

所得税

(年間の寄付金合計額^{*1} - 2,000円) × 40%
= 寄付金控除額^{*2} → 所得税額から控除

住民税

(寄付金額^{*3} - 2,000円) × 控除率^{*4}
= 住民税の控除額

最大で寄付金の

約
50%
の減税効果が
あります

*1：年間の寄付金合計額が年間総所得金額等の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

*2：寄付金控除額は、所得税額の25%が限度となります。

*3：年間総所得金額等の30%が上限となります。

*4：控除率は都道府県指定は4% 市区町村指定は6% 双方指定は10%となります。

寄付をした人がメリットを受けることが出来る税制をご理解いただき、慶應義塾にご支援を賜りますようお願い申し上げます。

個人でのご寄付 …「寄付金控除」を受けることができます。

Kさんの場合【横浜市在住 課税所得金額が500万円】



慶應義塾にご寄付いただいた場合、所得税と住民税を合わせて、最大で寄付金の約50%の減税効果があります。

1 所得税の寄付金税額控除

(年間の寄付金合計額*1 - 2,000円) × 40% = 寄付金控除額*2 → 所得税額から控除

*1: 年間の寄付金合計額が年間総所得金額等の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

*2: 寄付金控除額は、所得税額の25%が限度となります。

■ 所得税の寄付金税額控除額の目安 (単位: 円)

寄付金額	10,000	30,000	50,000	100,000	200,000	300,000	500,000	1,000,000
税額控除額	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	143,125~199,200	143,125~399,200

税額控除は税率に関係なく所得税額から直接控除するため、所得控除と比較してほとんどのご寄付の場合、減税効果が大きくなります。なお、所得税率が高い場合は所得控除を選択したほうが有利になる場合があります。確定申告時に税額控除か所得控除のどちらかを寄付者自身が選択して所得税の控除を受けることができます。詳細は基金室WEBサイト(<http://www.kikin.keio.ac.jp/>)をご覧ください。

2 個人住民税の寄付金税額控除 地方自治体の条例により指定された場合に限りです

(寄付金額*3 - 2,000円) × 控除率*4 = 住民税の控除額

*3: 年間総所得金額等の30%が上限となります。

*4: 控除率は都道府県指定は4% 市区町村指定は6% 双方指定は10%となります。

■ 慶應義塾を

「寄付金税額控除対象法人」として、
現在条例で指定している地方自治体

条例指定にあたり、自治体内に慶應義塾の
代表所在地又は設置する学校を有することが
主な要件とされています。

〔都道府県〕 東京都、神奈川県(神奈川県外における施設の建設等の費用に充てるための寄付金を除く)、埼玉県、山形県
〔市区町村〕 武蔵野市、狛江市、糟原村
横浜市(横浜市外における施設の建設等の費用に充てるための寄付金を除く)
平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町(以上、神奈川県外における施設の建設等の費用に充てるための寄付金を除く)
川崎市、相模原市、鎌倉市、小田原市、秦野市、厚木市、海老名市、山北町
さいたま市、志木市、蕨市、戸田市、桶川市、鴻巣市、和光市、朝霞市、新座市、富士見市、三芳町、川島町、日高市、越生町、滑川町、嵐山町、ときがわ町、小川町、八潮市、吉川市、松伏町、杉戸町、宮代町、白岡市、蓮田市、幸手市、久喜市、加須市、羽生市、行田市、熊谷市、深谷市、美里町、寄居町
山形県内の市町村全て
大阪市

3 寄付金控除を受けるためには確定申告が必要です

寄付金控除を受けるためにはサラリーマンの方も確定申告が必要となります。①確定申告書はお近くの税務署で入手することができます。また、国税庁サイト

■ 確定申告をするために必要な書類

① 確定申告書

② 慶應義塾発行の領収証

③ 寄付金控除に係る証明書

④ 源泉徴収票(給与所得者の場合)

(www.nta.go.jp) 確定申告書等作成コーナーから画面の案内に従って金額を入力して申告書を作成し、郵送で確定申告をすることができます。②③は慶應義塾からご寄付受入手続き後にお送り申し上げますので、確定申告時まで大切に保管をお願いいたします。確定申告の期間はご寄付いただいた年の翌年2月16日から3月15日までとなっています。但し還付を受けるための確定申告は翌年1月4日から申告することができます。

4 相続税の非課税措置

相続された財産を相続税申告期限内(ご逝去された翌日から10ヶ月以内)に慶應義塾にご寄贈いただいた場合は、相続税の課税額から除外され非課税となります。

法人でのご寄付 …「損金算入」できます。

- ・「受取者指定寄付金制度」寄付金全額が損金に算入できます。
- ・「特定公益増進法人に対する寄付金制度」一般の寄付金の損金算入限度額と別枠で損金算入できます。